



【第 89 回】2015 年 3 月 12 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

格差拡大を許す日本の税制に見える課題(2)

再分配前所得は格差が大きい日本 高所得者の実態と税負担の問題

「格差拡大を許す日本の税制に見える課題」について、**前回**は以下の点を述べた。

わが国の格差は、所得再分配前所得については拡大してきた(再分配後は安定している)が、その理由は高齢化の進展と非正規雇用者の増加である。

世代間で見ると、高齢になればなるほど格差が拡大し、30代、40代の格差は拡大している。賦課方式で逆進的な社会保険料負担、甘い年金税制など、税と社会保障による所得再分配機能は十分とは言えない。

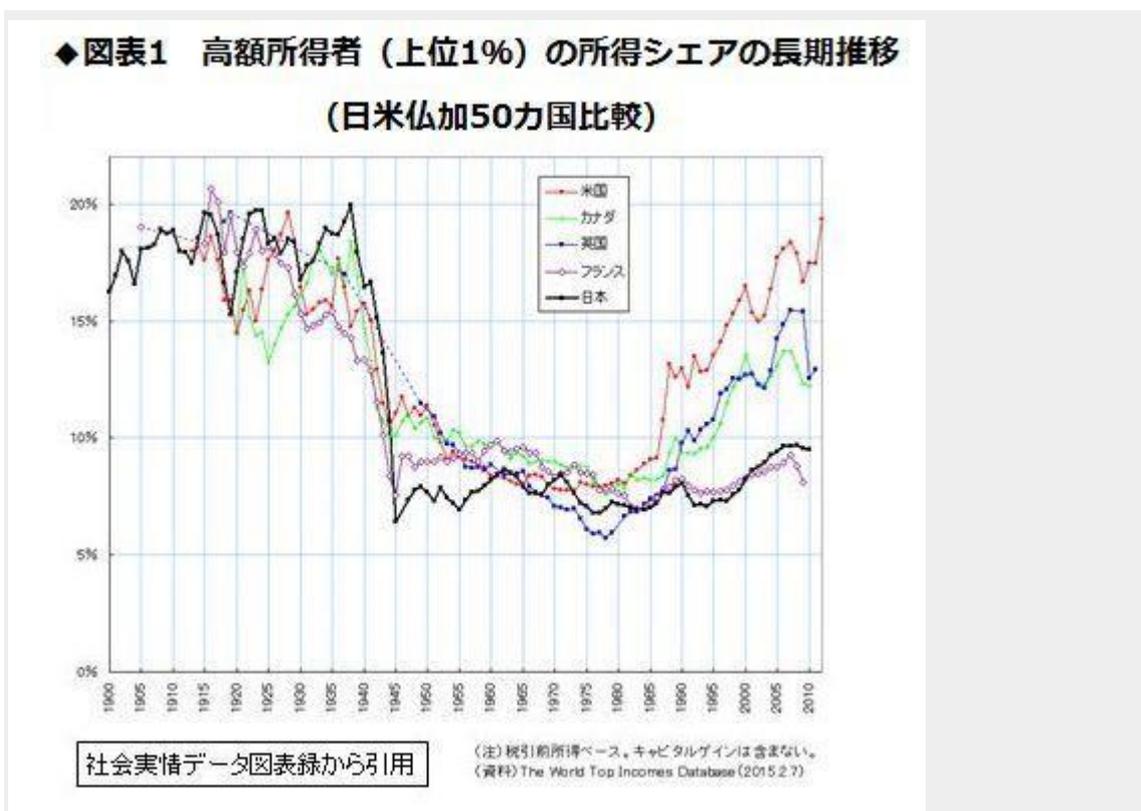
世界で比較すると、わが国は再分配前は格差の少ない国だが、再分配後は格差が大きい国となっており、所得再分配機能の再構築は重要な政策課題だ。

今回は、トマ・ピケティ氏の議論を念頭に置きつつ、わが国の高所得者の実態を見ながら税負担の問題を考えてみよう。

ピケティ氏は、米国では上位1%の高所得者が全所得の20%を占め、その割合がますます拡大しているという事実を、統計を使って見せてくれた。

経済成長率(g)より資本収益率(r)が高いので、資本を持つ者はさらに資本が蓄積していく。この不平等は、世襲を通じて拡大するので、それを是正するには、世界規模での資産への課税強化、具体的には純資産への累進課税が必要という。

一方わが国では、図表1に見るように、トップ1%への所得の集中度合いは、米国とくらべて大層低い。先進諸国で最も安定しているとも言える。



筆者は、米国（や英国、カナダ）の所得が集中している原因は、米国（アングロサクソン）のグリード資本主義、コーポレートガバナンスに問題があると考えている。わが国のようなステークホルダー資本主義のもとでは、ストックオプションなどで巨額の所得を得る CEO が多く出現するとは考えられず、簡単には米国型の所得分布にはならないだろう。

では、わが国の高所得者・富裕層の実態はどうか。入手可能なデータで見ると、わが国の富裕層の姿がおぼろげながら見えてくる。

野村総研は、純金融資産保有額が1億円以上5億円未満を「富裕層」、5億円以上を「超富裕層」と定義し、双方を合わせて2013年時点で100万世帯いること、2011年と比較すると富裕層は25.4%、超富裕層は8.0%増加していると試算している。

1億円超の金融資産を貯めるためには、たとえば4000万円から5000万円以上の所得が数年間続く必要があると考えられるが、国税統計によると、所得5000万円を超える納税者数は5万8000人である(2013年)。

そうすると、資産1億円以上の世帯数が100万というのは、自らの稼ぎというより相続によるものと想像できる。

驚くほどではない相続による富裕層形成 日本の相続税はそれなりに機能している

一方で、相続の統計を見ると、1億円を超える相続件数(被相続人)は4万件弱、3億円を超える相続件数は7000件程度となっており(国税庁統計年報11年)、ここ10年の状況を見てもそれほど大きな変動はない。

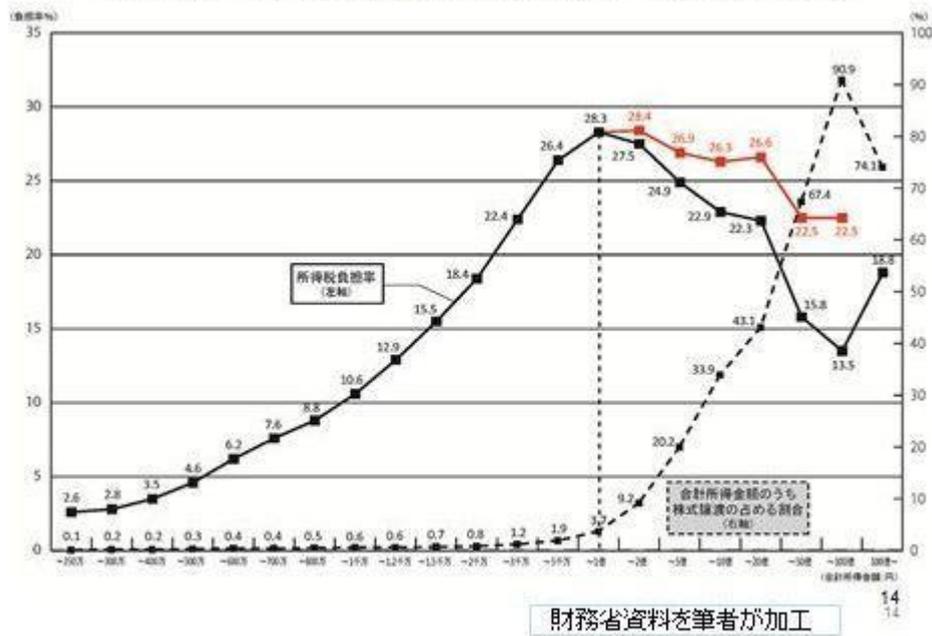
わが国でも、富裕層が相続を通じて形成されつつあると言えるが、その程度やスピードはそれほど驚くようなものではない。

相続税の平均負担率を見ると、全体では11.7%、10億円超では25.1%、20億円超では31.0%(国税庁統計年報11年)と、きちんと累進課税されている。

このように見てくると、わが国の相続税はそれなりに機能していると思われる。15年1月から相続税は大幅に引き上げられるし、直ちに是正が必要とされる状況ではない。そもそもわが国は、相続税を強化している数少ない先進国である。

一方、財務省の『申告納税者の所得税負担率(08年度)』で、わが国の所得階層ごとの負担割合を見ると、所得1億円までは増加するが、1億円を超えると負担割合は逡減していく。問題があるとすれば、この点だろう。

◆図表2 申告納税者の所得の負担率（平成20年度）



バフェットの税負担が17%で 秘書の税負担が33%という矛盾

これは、米国で大富豪のバフェット氏が提起した問題でもある。

バフェット氏は、40億円近い所得があるにもかかわらず、それに対する税負担は17%で、自分の秘書の税負担33%より低いことを例に挙げて、「Stop Coddling the Super-Rich」(スーパーリッチを甘やかすのはもうやめよう)という運動を展開した。

わが国で1億円のところで負担の逆転現象が生じるのは、高所得者に偏った株式譲渡益や配当が、低税率で分離して課税されるためである。この図の08年には、配当や株式譲渡益は10%という優遇税率で課税されていた。

14年1月から、配当・株式譲渡益に対する優遇税率が廃止され、本則の20%に引き上げられた。図の赤字部分は、株式譲渡益が20%になったことを踏まえて、実効税率がどのようになったかを筆者が目の子で試算したものである。ある程度改善されているが、逆転現象は是正されていない。

これに対して、金融所得を勤労所得と合算して累進税率を課す総合課税を行うべきだという議論がある。しかし、グローバルな資金移動のもとでは、金融所得に対して分離課税（あるいは勤労所得の税体系と比べて低い税率での課税）を基本とすることが世界の主流となっている。

一方で、配当や株式譲渡益といった金融所得への税率 20%という水準については、今後引上げに向けて検討の余地はあろう。2015 年から、所得税最高税率の 5%引き上げが予定されており、わが国の所得再分配機能は相当強化されるので、その状況を見ながら考えていく必要がある。

いずれにしても、高所得者に対する所得税・相続税の対応（増税）は、とりあえず手当てされている。しかし、アベノミクスで株や土地の価格上昇が生じ、資産・資産性所得の格差拡大が予想される中、税負担の見直しを行ってはならない。

過剰反応も油断も禁物である。

今回は、資産税について考えてみたい。

DIAMOND,Inc. All Rights Reserved.

```
<iframe src="//www.googletagmanager.com/ns.html?id=GTM-MB8ZLX" height="0" width="0" style="display:none;visibility:hidden"></iframe> <iframe src="//b.yjtag.jp/iframe?c=HnwCFYR" width="1" height="1" frameborder="0" scrolling="no" marginheight="0" marginwidth="0"></iframe> < iframe src="//o.advg.jp/oif?aid=7317&pid=1" width="1" height="1">< /iframe>
```